「わいわいクラブ」入所児童を募集

問 子育て支援課 幼児教育係（内線 2303）

令和６年４月から入所を希望する児童の保護者の方は、幼児教育係窓口（町役場１階５番窓口）に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、下記の申し込み期間内にお申し込みください。

なお、申込書は町ホームページからダウンロードすることもできます。

■**対象者**　川俣町立小学校１年生から６年生の児童

■**定員**　60 名　※定員を上回る申し込みがあった場合は、保育の優先度の高い順に入所を決定します。

■**添付書類**　保護者とその親族等（65 歳以上を除く）について、下記の表の「保護者の区分」を確認のうえ、必要書類を申込書に添付してください。

保護者区分	必要書類
会社等に勤めている方	就労証明書
自営業、農業を営んでいる方	自営業・農業申立書
その他	申立書など

■**保育日**　原則、毎日（ただし、お盆 8/14 ～ 8/16、年末年始 12/30 ～ 1/3 を除く）

■**保育時間**

学校のある日：午後１時 30 分～午後７時 20 分

学校が休みの日：午前７時～午後７時

■**保育料（月額）**

◆市町村民税所得割課税世帯：6,000 円

◆市町村民税所得割非課税世帯：4,500 円

◆市町村民税非課税世帯：3,000 円※２人目は 1/2、３人目は 1/10 の保育料になります。また、町税等の滞納がある場合は、保育を原則お断りさせていただきます。

■**申込期限**　１月 18 日㈭

プラスチックごみの分別について

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

レジ袋やカップラーメン等の容器、シャンプーボトル、発泡スチロール等の家庭から出されるプラスチック製容器・包装のごみ※は、正しく分別・排出されればリサイクルが可能です。

汚れが付着しているものは必ず洗浄し、「資源専用袋」に入れ、指定収集日に排出してください。

プラスチックごみのリサイクルは、深刻化するプラスチックごみによる海洋汚染対策にもつながります。今後とも正しい分別・排出にご協力ください。

※ プラマークのついていないバケツやおもちゃ等のプラスチック製品や、ソース・マヨネーズの容器等で洗浄が困難なものは、「燃やせるごみ」として排出してください。

ごみ出しはルールを守って

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

分別されていないごみが収集所へ出されているとの苦情が増えています。

正しく決められた方法でごみを出さないと、収集所に放置され、不衛生・交通障害などの問題になります。ごみを出す前に、もう一度確かめ、ルールを守って収集所へ出しましょう。

ごみの種類	出し方
もやせるごみ	もやせるごみ専用袋で出す（レジ袋等は使用できません）。
空き缶	町指定コンテナに入れて出す（袋に入っているものは回収されません）。
ペットボトル	キャップやラベルをはずし、資源専用袋で出す。
プラスチックキャップやラベル、レジ袋、発泡スチロール等	プラスチック製容器包装の収集日に、資源専用袋で出す。
ガラスびん	キャップをはずし無色（透明）、茶色、その他の色に分けて、それぞれ資源専用袋で出す。アルミキャップやびんの栓は空き缶同様に指定コンテナに入れて出す。
古紙類（資源回収物）	種類ごとに束ねる。※普段お使いのごみ収集所とは回収場所が異なるところもあります。

※ごみは収集日当日の朝８時前に出してください

※指定コンテナ（空き缶）と資源専用袋（ペットボトル・ガラスびん）は収集日が異なるため同時には出さないでください。

■**お願い**

・ごみの種類ごとに決められた収集日以外には出さないでください。

・ごみ収集日は地区により決まっています。「ごみ収集カレンダー」をご　覧ください。

・お住まいの地区内の収集所にごみを出してください。

・ごみの詳しい分別方法は「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

・事業系ごみは出せません。

※「ごみ収集カレンダー」、「ごみの分け方・出し方」は役場町民税務課で配布しています。

暮らし

町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

■**募集期間**　1 月 4 日㈭～ 1 月 18 日㈭
■**受付時間**　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（閉庁日を除く）
■**対象住宅と戸数**
①飯坂団地（飯坂字北古堂道内） 2 戸
②小綱木団地（小綱木字反田） 2 戸
③壁沢団地 1 号棟（字壁沢）15 戸（1・3 ～ 5 階）
④壁沢住宅 2 号棟（字壁沢）11 戸（1 ～ 5 階）
⑤ふもとがわ団地 1 号棟（大字鶴沢字笛田）7 戸（2 ～ 5 階）
⑥ふもとがわ団地 2 号棟（大字鶴沢字笛田）9 戸（2 ～ 5 階）
⑦賤ノ田団地（字賤ノ田） 8 戸（2 ～ 5 階）
⑧新中町団地（字新中町、字川原田） 4 戸（2戸1棟建てタイプ）
※壁沢住宅 2 号棟については、ＵＩターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。
※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。
■**間取り・設備**　各団地で若干異なりますので、問い合わせください。
■**入居条件**
①現に住宅に困窮している方。
②税、その他の使用料等の未納がないこと。
③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
④単身入居の資格が認められる者は満 60 歳以上。（60 歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください）。
⑤収入基準は、所得月額 158,000 円以下であること（収入のある方全員）です。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は 214,000 円以下となります。
⑥入居決定時に、１名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
⑦入居者が暴力団員でないこと。
■**家賃**　入居者の所得や団地ごとに異なります（別途、共益費等がかかります）。
■**駐車場**　原則 1 戸に 1 台（家賃とは別に使用料有り。一部の住宅は駐車場無し）
※新中町団地については、入居者名義 2 台まで
■**受付場所・問い合わせ**　標記担当までお問い合わせください。

消費税のインボイス制度登録要否個別相談会

問 福島税務署 法人課税第 1 部門（TEL 024-503-2417）

■**日時**　1 月 26 日㈮　午前 11 時～正午
　　1 月 29 日㈪　午前 9 時～午後 4 時
※事前予約制になります
■**会場**　福島税務署会議室（受付は 3 階）
■**対象者**　登録要否を検討される免税事業者の方
■**申込先**　法人課税第 1 部門

消費税のインボイス制度説明会

問 福島税務署 法人課税第 1 部門（TEL 024-503-2417）

■**日時**　1 月 26 日㈮　※事前予約制になります
①午前 9 時 30 分～ 11 時（定員 18 名）
■**対象者**　主に消費税の免税事業者の方
■**会場**　福島税務署 2 階　大会議室（福島市森合町 16-6）

復興公営住宅入居者募集

問 福島県復興公営住宅入居支援センター（TEL 522-3320）

■**募集期間**　2 月 1 日㈭～ 2 月 9 日㈮
■**対象住宅と戸数**　募集団地の詳細は、１月下旬に福島県復興公営住宅入居支援センターホームページでお知らせします。右記 QR コードからホームページをご覧いただけます。

福島県復興公営住宅入居支援センターホームページ

■**対象者**
・避難指示区域等から避難されている方
・平成 23 年 3 月 11 日時点で、避難指示が解除された区域に居住していた方
・東日本大震災の地震・津波被災者
・平成 23 年 3 月 11 日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方
・比較的所得が低く、県営住宅の入居資格を備えている方（入居率が 80%以下の団地に限る）
※住宅に困窮していることが要件となります。

「わいわいクラブ」実施場所変更

問 子育て支援課 幼児教育係（内線 2303）

　令和 6 年 4 月より、わいわいクラブの実施場所が下記のとおり変更となります。
　なお、旧すみよし保育園を改修し、わいわいクラブとして利用いたします。
■**新たな場所**：（旧すみよし保育園）川俣町字五百田 21 番地